

(別紙)  
【変更後の家賃額】

住種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本来家賃(月額)										単位:円
							政令										
							0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	214,001	259,001			
公営	庚午南住宅15号棟	401号	中耐	昭和62年	0.8874	57,100	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000				
公営	庚午南住宅18号棟	401号	中耐	昭和62年	0.8874	56,300	29,400	33,900	38,800	43,700	50,000	57,100	57,100				
公営	鈴が峰東第四アパート	301号	中耐	昭和53年	0.841	47,300	21,200	24,500	28,000	31,600	36,200	41,700	47,300				
公営	鈴が峰東第九アパート	401号	中耐	昭和53年	0.841	47,300	21,200	24,500	28,000	31,600	36,200	41,700	47,300				
公営	鈴が峰東第二十八アパート	202号	中耐	昭和53年	0.841	44,200	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	44,200				
公営	鈴が峰東第三十二アパート	202号	中耐	昭和53年	0.841	44,200	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	44,200				
公営	鈴が峰西第六アパート	302号	中耐	昭和52年	0.8471	45,300	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000				
公営	鈴が峰西第六アパート	602号	中耐	昭和52年	0.8471	45,300	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000				
公営	鈴が峰西第十アパート	501号	中耐	昭和52年	0.8471	45,300	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000				
甲種	ふじランド第二住宅 6号	6号	耐火 二階建	昭和44年	0.8307	18,300	8,900	10,200	11,700	13,200	15,100	17,500	18,300				
公営	可部中島第二アパート	401号	中耐	昭和48年	0.822	24,000	14,400	16,600	19,000	21,400	24,000	24,000	24,000				
公営	船越西古谷住宅5号棟	204号	中耐	昭和60年	0.8543	56,600	26,300	30,300	34,700	39,200	44,700	51,600	56,600				
公営	千同住宅8号棟	202号	中耐	昭和39年	0.8562	18,100	9,900	11,400	13,100	14,800	16,900	18,100	18,100				
公営	皆賀住宅1号棟	106号	中耐	昭和47年	0.8541	25,100	14,700	16,900	19,400	21,900	25,000	25,100	25,100				
公営	皆賀住宅1号棟	305号	中耐	昭和47年	0.8541	25,100	14,700	16,900	19,400	21,900	25,000	25,100	25,100				

\*収入超過者の家賃:本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃+近傍同種家賃-本来家賃)×割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

広島市告示第36号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示（中区）第1号

平成29年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第2号

平成29年1月6日

袋町自転車等駐車場及び袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第3号

平成29年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第4号

平成29年1月11日

基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第5号

平成29年1月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第6号

平成29年1月11日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第7号

平成29年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第8号

平成29年1月12日

大手町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第9号

平成29年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第10号**

平成29年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第11号**

平成29年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第12号**

平成29年1月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第13号**

平成29年1月23日

基町自転車等駐車場及び東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第14号**

平成29年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第15号**

平成29年1月27日

袋町自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第16号**

平成29年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第17号**

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示(中区)第18号**

平成29年1月31日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第19号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第20号

平成29年1月31日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、1月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第21号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第1号

平成29年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第2号

平成29年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第3号

平成29年1月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第4号

平成29年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第1号

平成29年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第2号

平成29年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第3号

平成29年1月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第4号

平成29年1月12日  
広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第5号

平成29年1月13日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る下記の認定を取消しました。

広島市長 松井一實

記

- 1. 取消し番号及び取消し年月日  
第H28認定通知広島市建30002号 平成29年1月13日
- 2. 認定の取消しを行った区域の場所  
広島市南区霞一丁目の566番2, 566番4, 566番13, 566番15, 566番18及び566番21
- 3. 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日  
第H20認定通知広島市建築00003号 平成20年7月14日

広島市告示(南区)第6号

平成29年1月13日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について下記のとおり認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1. 認定番号及び認定年月日  
第H28認定通知広島市建30003号 平成29年1月13日
- 2. 認定区域の場所  
広島市南区霞一丁目の566番2, 566番13, 566番15, 566番18, 566番21及び566番25

広島市告示(南区)第7号

平成29年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第8号

平成29年1月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第9号

平成29年1月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第10号

平成29年1月24日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第11号

平成29年1月27日

青崎自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、1月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第12号

平成29年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第1号

平成29年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第2号

平成29年1月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第3号

平成29年1月13日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図書は、広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實
(西区建設部維持管理課)

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 供用開始の期日, 区域. Row 1: 西部河岸緑地(新観音橋~南観音橋), 広島市西区南観音町1番ほか, 平成29年1月13日, 別紙図面のとおり

別紙 略

広島市告示(西区)第4号

平成29年1月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第5号

平成29年1月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第6号

平成29年1月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第7号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第1号

平成29年1月5日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第18号
2 指定年月日 平成29年1月5日
3 道路の位置 広島市安佐南区伴東二丁目9208番1の一部
4 幅員及び延長 幅員 4.2m
延長 29.3m

広島市告示(安佐南区)第2号

平成29年1月6日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年1月6日から同年1月20日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 区分, 路線名等, 路線名等, 所在(起点及び終点)

|    |   |           |                            |
|----|---|-----------|----------------------------|
| 里道 | 旧 | 安佐南1区209号 | 安佐南区八木九丁目3754番2地先～3751番2地先 |
|    | 新 |           | 安佐南区八木九丁目3752番5地先～3752番1地先 |

広島市告示(安佐南区)第3号

平成29年1月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年1月12日から同年1月26日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                                        |
|----|--------------|---------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南4区1932号里道 | 広島市安佐南区伴西六丁目463地先から<br>広島市安佐南区伴西六丁目447・458合併番地先まで |

広島市告示(安佐南区)第4号

平成29年1月18日

次のとおり市街化区域内の里道を廃止します。

その関係図面は、平成29年1月18日から同年2月1日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等           | 所在(起点及び終点)                                 |
|----|----------------|--------------------------------------------|
| 里道 | 安佐南3区115号里道の一部 | 安佐南区祇園八丁目1313番1地先から<br>安佐南区祇園八丁目1313番1地先まで |

広島市告示(安佐南区)第5号

平成29年1月18日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成29年1月18日から同年2月1日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等                 | 所在(起点及び終点)                                 |
|----|----------------------|--------------------------------------------|
| 水路 | K3-E3-き-8-8-16号水路の一部 | 安佐南区祇園八丁目1313番1地先から<br>安佐南区祇園八丁目1313番1地先まで |

広島市告示(安佐南区)第6号

平成29年1月18日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止しま

す。

その関係図面は、平成29年1月18日から同年2月1日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                     |
|----|--------------|--------------------------------|
| 里道 | 安佐南4区1694号里道 | 安佐南区大塚西二丁目2133番4地先から2133番4地先まで |

広島市告示(安佐南区)第7号

平成29年1月19日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第19号
- 2 指定年月日 平成29年1月19日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目592番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 20.45m

広島市告示(安佐南区)第8号

平成29年1月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第20号
- 2 指定年月日 平成29年1月24日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区相田四丁目632番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00m  
延長 31.94m

広島市告示(安佐北区)第1号

平成29年1月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第14号
- 2. 指定年月日 平成29年1月11日

- 3. 道路の位置 広島市安佐北区三入二丁目1141番1の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 5.00メートル  
6.00メートル  
延長 47.31メートル

広島市告示（安佐北区）第2号

平成29年1月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年1月12日から同月26日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|-------------|--------------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北1区314号里道 | 安佐北区白木町大字井原字日詰62番3地先から<br>安佐北区白木町大字井原字日詰62番3地先まで |

広島市告示（安佐北区）第3号

平成29年1月13日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第15号
- 2. 指定年月日 平成29年1月13日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南三丁目の173番2の一部、174番1の一部、174番2の一部及び173番2地先水路
- 4. 幅員及び延長 幅員 6.50メートル  
延長 43.08メートル

広島市告示（安佐北区）第4号

平成29年1月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年1月16日から同月30日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員(m) | 敷地の延長(m) |
|-------|-----|------|-----|----------|----------|
|       |     |      |     |          |          |

|    |            |                                                        |   |                    |      |
|----|------------|--------------------------------------------------------|---|--------------------|------|
| 市道 | 安佐北3区454号線 | 安佐北区可部町大字綾ヶ谷字土居1807番1地先から<br>安佐北区可部町大字綾ヶ谷字土居1808番3地先まで | 旧 | 6.00<br>～<br>12.00 | 7.50 |
|    |            |                                                        | 新 | 8.20<br>～<br>17.00 |      |

広島市告示（安佐北区）第5号

平成29年1月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年1月16日から同月30日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                                 | 供用開始の期日    |
|-------|------------|--------------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北3区454号線 | 安佐北区可部町大字綾ヶ谷字土居1807番1地先から<br>安佐北区可部町大字綾ヶ谷字土居1808番3地先まで | 平成29年1月16日 |

広島市告示（安佐北区）第6号

平成29年1月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋光洋区自治会（代表者 藏杉 美智男）について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                             | 新                            |
|------------|-------------------------------|------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区三入五丁目4番12-2号           | 広島市安佐北区三入五丁目8番41-1号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 藏杉 美智男<br>広島市安佐北区三入五丁目4番12-2号 | 古山 悦生<br>広島市安佐北区三入五丁目8番41-1号 |

広島市告示（安佐北区）第7号

平成29年1月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實



- 1. 指定番号 第16号
- 2. 指定年月日 平成29年1月19日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区可部六丁目の1773番3の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.0メートル  
延長 26.64メートル

広島市告示(安佐北区)第8号

平成29年1月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年1月23日から2月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在(起点及び終点)                                    |
|----|--------------|-----------------------------------------------|
| 里道 | 安佐北2区1742号里道 | 安佐北区小河原町字西光寺297番1地先から<br>安佐北区小河原町字西光寺318番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第9号

平成29年1月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年1月23日から2月6日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                                     |
|----|-----|-------------|------------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 安佐北2区992号里道 | 安佐北区小河原町字西光寺297番1地先から<br>安佐北区小河原町字西光寺318番地先まで  |
|    | 新   | 安佐北2区992号里道 | 安佐北区小河原町字西光寺297番1地先から<br>安佐北区小河原町字西光寺297番2地先まで |

広島市告示(安佐北区)第10号

平成29年1月26日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年3月7日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下大毛寺町内会(代表者 大内元)について、次のとおり変更しましたので、同条第10項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 2 変更の内容

|            | 旧                          | 新                           |
|------------|----------------------------|-----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区亀山三丁目6番51-8号        | 広島市安佐北区亀山四丁目9番12-4号         |
| 代表者の氏名及び住所 | 大内元<br>広島市安佐北区亀山三丁目6番51-8号 | 吉村昭彦<br>広島市安佐北区亀山四丁目9番12-4号 |

広島市告示(安佐北区)第11号

平成29年1月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐北区)第12号

平成29年1月27日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川駅南口駐輪場、玖村駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年1月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安芸区)第1号

平成29年1月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年1月6日から同月20日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                              | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 安芸1区190号線 | 広島市安芸区中野東一丁目7556番地地先から<br>広島市安芸区中野東一丁目7565番地2地先まで | 旧   | メートル<br>2.45<br>～<br>4.40 | メートル<br>30.20 |
|       |           |                                                   | 新   | メートル<br>4.00<br>～<br>6.80 | メートル<br>30.20 |

広島市告示(安芸区)第2号

平成29年1月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年1月6日から同月20日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                            | 供用開始の期日   |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安芸1区190号線 | 広島市安芸区中野東一丁目7556番地地先から<br>広島市安芸区中野東一丁目7565番地2地先まで | 平成29年1月6日 |

広島市告示（安芸区）第3号

平成29年1月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年1月17日から同月31日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等             | 所在（起点及び終点）                                     |
|----|------------------|------------------------------------------------|
| 水路 | K3-G-50-44-38号水路 | 広島市安芸区上瀬野二丁目988番1地先から<br>広島市安芸区上瀬野二丁目988番1地先まで |

広島市告示（安芸区）第4号

平成29年1月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年1月17日から同月31日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等             | 所在（起点及び終点）                                     |
|----|------------------|------------------------------------------------|
| 水路 | K3-G-50-44-15号水路 | 広島市安芸区上瀬野二丁目987番1地先から<br>広島市安芸区上瀬野二丁目988番1地先まで |
| 水路 | K3-G-50-44-18号水路 | 広島市安芸区上瀬野二丁目988番1地先から<br>広島市安芸区上瀬野二丁目988番1地先まで |

広島市告示（安芸区）第5号

平成29年1月20日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、1月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたの

で、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示（安芸区）第6号

平成29年1月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路として指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年1月27日
- 3 道路の種類 都市計画道路
- 4 路線名及び区間 3・5・612号矢野中央線（2工区）  
起 点 安芸区矢野東二丁目3998-10  
終 点 安芸区矢野東二丁目3998-11  
延 長 18.2m  
幅 員 10.2m

広島市告示（安芸区）第7号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（佐伯区）第1号

平成29年1月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示（佐伯区）第2号

平成29年1月20日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等について

は、平成29年1月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第3号

平成29年1月20日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は、平成29年1月20日から同年2月3日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名            | 所在    | 区間(起点及び終点)         |
|----|-----|----------------|-------|--------------------|
| 水路 | 旧   | K3-H-1-1-28号水路 | 佐伯区旭園 | 742番8地先から881番4地先まで |
|    | 新   | K3-H-1-1-28号水路 | 佐伯区旭園 | 742番8地先から881番1地先まで |

広島市告示(佐伯区)第4号

平成29年1月24日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年1月24日から同年2月7日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                         | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|-----------|----------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯4区312号線 | 佐伯区五日市中央四丁目1468番地2地先から佐伯区五日市中央四丁目1468番地2地先まで | 旧   | メートル<br>2.90<br>～<br>3.40 | メートル<br>33.00 |
|       |           |                                              | 新   | メートル<br>3.40<br>～<br>4.00 | メートル<br>33.00 |

広島市告示(佐伯区)第5号

平成29年1月24日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年1月24日から同年2月7日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始                                         | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|----------------------------------------------|------------|
| 市道    | 佐伯4区312号線 | 佐伯区五日市中央四丁目1468番地2地先から佐伯区五日市中央四丁目1468番地2地先まで | 平成29年1月24日 |

広島市告示(佐伯区)第6号

平成29年1月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第7号

平成29年1月25日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年1月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第8号

平成29年1月30日

次のとおり水路を廃止します。  
その関係図面は、平成29年1月30日から同年2月13日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 水路名             | 所在(起点及び終点)                                 |
|----|-----------------|--------------------------------------------|
| 水路 | K4-H-2-160-3号水路 | 広島市佐伯区五日市町石内5763番地先から広島市佐伯区五日市町石内5763番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第9号

平成29年1月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を変更します。  
その関係図面は、平成29年1月30日から同年2月13日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧

に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等       | 所在(起点及び終点)                                     |
|----|-----|------------|------------------------------------------------|
| 里道 | 旧   | 佐伯1区377号里道 | 広島市佐伯区五日市町石内5763番地先から<br>広島市佐伯区五日市町石内5763番地先まで |
|    | 新   | 佐伯1区377号里道 | 広島市佐伯区五日市町石内5763番地先から<br>広島市佐伯区五日市町石内5763番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第10号

平成29年1月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成29年1月30日から同年2月13日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等        | 所在(起点及び終点)                                                |
|----|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 里道 | 佐伯1区1580号里道 | 広島市佐伯区五日市町大字石内字大師5786番2地先から<br>広島市佐伯区五日市町大字石内字大師5763番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第11号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第12号

平成29年1月31日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年1月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第13号

平成29年1月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第14号

平成29年1月31日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年1月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

区告示

広島市安佐南区告示第1号

平成29年1月6日

下記の者について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条例第4項の規定により公示する。

広島市安佐南区長 谷山勝彦

記

| 氏名    | 住民票の住所             | 職権処理の内容 |
|-------|--------------------|---------|
| 寄江 修二 | 広島市安佐南区八木六丁目15番11号 | 消除      |

広島市安佐北区告示第1号

平成29年1月10日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則(昭和27年広島市規則第51号)第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市安佐北区長 立岩 薫

自動車臨時運行許可番号標 広島 22-67

広島 14-80

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第1号

平成29年1月19日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
委員長 井内康輝

1 日時 平成29年1月26日（木） 午後1時30分

2 場所 中区役所6階教育委員室

3 議題

【公開予定議題】

(1) 平成29年広島市成人祭の開催結果について（報告）

(2) 平成28年度広島グッドチャレンジ賞表彰式の開催結果について（報告）

(3) ハイスクールビジョン推進プログラムについて（報告）

【非公開予定議題】

（別紙）

平成27年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（健康福祉局）

1 監査意見公表年月日

平成28年2月3日（広島市監査公表第3号）

2 包括外部監査人

村田 賢治

3 監査意見に対する対応結果通知年月日

平成29年1月11日（広保医第286号）

4 監査のテーマ

高齢者施策に関する事務の執行について

5 監査の意見及び対応の内容

(1) お達者ポイント事業について（所管課：健康福祉局保健部保健医療課）

| 監査の意見の要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 対応の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市では、平成26年度より、健康づくりと介護予防等の取組のひとつとして、お達者ポイント事業を実施している。お達者ポイント事業の概要を示した「お達者ポイント事業について」によると、一定の活動を行い、ポイントが100ポイント以上となったグループに対し5,000円相当の景品を贈呈することとなっている。</p> <p>申請があった16自主グループのうち、2自主グループについては100ポイント以上という要件を満たしていなかった。そこで、保健医療課では、概要を示した「お達者ポイント事業について」に記載された「みんなが健康診査を受診し、健診の啓発カードを各人5枚配布」という要件の一部は満たしていたことから、ポイントを付与した。その結果、2グループとも100ポイント以上という要件を満たしたものとして景品の贈呈を行っている。</p> <p>「お達者ポイント事業について」には加算ポイントの一部を達成した場合にポイントを付与するという記載はないことから、今後の事務の実施に当たっては、加算ポイントの一部を達成した場合にポイントを付与する場合には事前にその旨を「お達者ポイント事業について」に明記するなど、「お達者ポイント事業について」に則った適切な事務の実施を行うべきである。</p> | <p>当事業は、地域における市民の主体的な介護予防活動の促進を図ることを目的としており、今後のグループ活動の励みになり、更なる活動につなげてもらうために、監査意見を受けたような取扱いを行っていたものである。この取扱いに対してポイントを付与する場合は明確にするべきとの監査を受けた際にあった意見を踏まえ、平成27年8月、「お達者ポイント事業について」に、加算ポイントの要件の一部を達成した場合にはポイントの一部を付与することを明記し、平成27年度の事業は当基準に基づいてポイントを付与し景品を贈呈した。また、平成28年度も同様に取り扱っている。</p> <p>今後とも、当事業の目的達成に向けた、適切な事務を遂行する。</p> |

(4) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（議案）

(5) 広島市社会教育委員の委嘱について（議案）

監査公表

広島市監査公表第1号

平成29年1月26日

広島市監査委員 佐伯克彦

同 井上周子

同 米津欣子

同 八軒幹夫

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長及び広島市水道事業管理者から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(水道局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成23年2月7日 (広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成28年12月27日 (広水財第94号)
- 4 監査のテーマ  
水道事業における事務の執行及び資産の管理について
- 5 監査の意見及び対応の内容

水道料金の徴収事務と時効による不納欠損について  
時効について (所管課：水道局営業部営業課)

| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>水道料金債権については、東京高等裁判所の判決において民法上の債権であるとされた。時効は2年であり、時効を援用した場合には債権が消滅することとされている。なお、広島市では、消滅時効が完成した水道料金債権については、利用者が水道の使用を中止し、かつ時効の援用をする見込みがある場合は、消滅時効の起算日から5年を経過した時点で不納欠損処理することとしている。</p> <p>また、水道局では、下水道局から下水道使用料の徴収を請け負っているが、下水道使用料債権は、地方自治法第236条第1項の適用を受け5年間で時効により消滅することから時効が成立した時点ですべて不納欠損処理されることになる。</p> <p>しかし、水道料金債権については、水道が「使用中」又は「停水」の状態では、たとえ金額が僅少であっても2年を経過した後に時効の援用がないものは、本人死亡や破産などの条件を満たさない限り、5年を経過していたとしても不納欠損処理しないこととしている。</p> <p>したがって、「使用中」の場合には10年前の数百円であったとしても原則として債権として計上されたままとなっている。</p> <p>また、本人が死亡したり破産している場合でも、消滅時効の起算日から5年を経過するまでは不納欠損処理しないこととしており、回収可能性の観点から見ると、不納欠損処理が大幅に遅れることとなっている。破産など回収が不能となった場合には、その時点で不納欠損すべきである。</p> <p>調定情報を閲覧すると、数百円、数千円の債権で既に10年を経過し、交渉の結果、納付意思がないと確認された債権や、納付意思が確認できない債権も散見される。これらの債権については貸借対照表能力や費用対効果の観点からは、不納欠損処理されないことは疑問に感じる。</p> <p>一定の基準(例えば1万円未満の債権)を設け、それ以下の債権については、2年の時効を経過した後又は5年を経過した後に不納欠損処理することも検討する余地があると考ええる。</p> | <p>本人死亡で相続人のいない場合や破産など回収が不能となった債権は、その時点で不納欠損すべきであるとの意見について、検討を行った結果、相続人調査や破産手続に一定の期間を要すること等、水道料金債権の消滅時効が2年であること及び時効経過までは最大限の徴収努力を行う観点から、消滅時効の起算日から2年を経過した時点で債権放棄し不納欠損処理を行うよう「広島市水道給水条例施行規程」を平成26年3月28日に改正し、同年4月1日に施行した。</p> <p>また、納付意思が確認できない債権を、一定の基準を設けて不納欠損することについては、使用者間の負担の公平性を確保する観点から実施しないこととし、引き続き、すべての水道料金債権に対して徴収努力を続けていく。</p> |